社会保険

きょうと

2026
10・11
Vol. 500



京都府社会保険協会
のホームページ
アクセスはこちらから▶
https://www.shaho-kyoto.or.jp

年金相談所開設日程表

●京都南年金事務所

※両会場とも年金相談のみです。

郡市名	開設日		開設時間	開設場所
木津川市	—	11月20日（金）	10：00～15：00	木津川市役所
八幡市	10月16日（金）	—	10：00～15：00	八幡市文化センター

京都南年金事務所
電話予約 TEL 075-644-1165【平日 8:30～17:15】

●舞鶴年金事務所

※両会場とも年金相談のみです。

郡市名	開設日		開設時間	開設場所
福知山市	10月１日（木）	11月５日（木）	10：15～15：45	福知山市役所
京丹後市	10月22日（木）	11月26日（木）	10：30～15：45	峰山総合福祉センター

舞鶴年金事務所
電話予約 TEL 0773-76-5772【平日 8:30～17:15】

年金相談所では、お待ちいただく時間を少なくするために「予約制」を実施させていただいております。
※予約なしでお越しいただいた場合、会場使用の関係上、相談をお受けできない場合がありますのでご了承ください。

予約方法

❶ 予約電話にご連絡ください。
（予約以外のご用件はお受けできませんのでご注意ください）

❷ 受付の際に、「基礎年金番号」「氏名」「住所」「電話番号」「相談内容」等についてお伺いします。（お手元に、「年金手帳」または「基礎年金番号通知書」をご用意ください）

❸ ご希望の「会場」「予約時間」をお伺いします。
（予約状況により、ご希望に添えないことがありますのでご了承ください）

※相談当日は、予約時間の「５分前」までにお越しください。
※当日、ご都合により来所できない場合は、事前にご連絡をお願いします。

INDEX

日本年金機構からのお知らせ

- 事業主・人事労務担当者のみなさまへ　社会保険加入対象者の範囲が拡大されるのをご存じですか？ …… 2

京都府社会保険協会からのお知らせ

- 一般財団法人 京都府社会保険協会からの図書ご案内 …… 4
- 東京ディズニーリゾート「サンクス・フェスティバル・パスポート」（期間限定）のご案内 …… 5

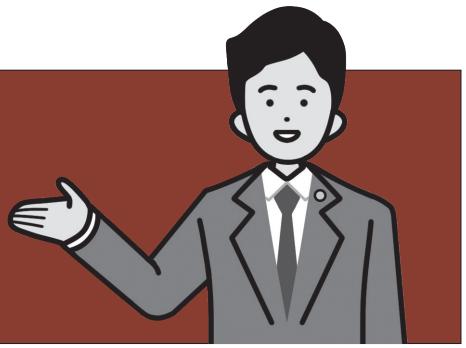
協会けんぽ京都支部からのお知らせ

- 令和８年度被扶養者資格再確認ご協力のお願い …… 6
- 令和８年８月から高額療養費制度が見直されます …… 7
- 高額療養費制度の上限額（令和８年８月から令和９年７月まで） …… 8

日本年金機構からのお知らせ

事業主・人事労務担当者のみなさまへ

社会保険加入対象者の範囲が（健康保険・厚生年金保険）拡大されるのをご存じですか？



Q どのように範囲が拡大されますか？

POINT 企業の規模 ▸▸▸ 短時間で働く従業員が社会保険の加入対象となる企業の範囲が段階的に拡大されます。

従業員数 51人以上の企業	従業員数 36~50人の企業	従業員数 21~35人の企業	従業員数 11~20人の企業	従業員数 10人以下の企業
2027年9月まで	2027年10月から	2029年10月から	2032年10月から	2035年10月から

▼ 従業員数の数え方

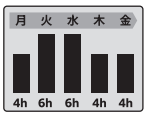
事業所（法人の場合はその法人全体）の「現在の厚生年金保険の加入対象者」 ＝ **フルタイムの従業員数** ＋ **週の所定労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員数**

原則として、従業員数の基準を常時上回る企業等（※）が適用対象となります。
※1年のうち6月間以上、厚生年金保険の被保険者の総数が基準を超えることが見込まれる場合を指します。

Q どんな従業員が新たに加入対象になりますか？

加入対象者は以下の要件を満たすパート・アルバイトなどの従業員です。

※労働時間及び労働日数がフルタイムの3/4以上の従業員は、既に社会保険の対象です。



週の所定労働時間が20時間以上

※1　残業時間は原則含みませんが、常に残業が発生している場合などは、週の所定労働時間の算出に含むことがあります。



学生ではない

※2　一部の教育施設に在学する方、休学中、定時制、通信制の方などは加入対象となります。

所定内賃金が月額8.8万円以上

※3　最低賃金以上で週20時間以上働く方はこの要件も満たすことになるため、収入を意識する必要はありません。（2026年10月に賃金要件を撤廃予定）

※4　この他、フルタイムの従業員と同じく2ヶ月を超えて雇用される見込みであることが必要です。

詳しくは、裏面や特設サイトをご覧ください。



適用拡大特設サイト
https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare　日本年金機構 Japan Pension Service

年金相談に関する一般的なお問い合わせ「ねんきんダイヤル」

（ナビダイヤル）**0570-05-1165**
050で始まる電話などナビダイヤルをご利用いただけない電話でおかけになる場合は（東京）03-6700-1165（一般電話）
［受付時間］月曜日/午前8時30分～午後7時　火曜日～金曜日/午前8時30分～午後5時15分
第2土曜日/午前9時30分～午後4時
※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に午後7時まで受け付けます。
※第2土曜日以外の土曜日・日曜日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

年金の加入に関する一般的なお問い合わせ「ねんきん加入者ダイヤル」

（ナビダイヤル）
【国民年金加入者向け】**0570-003-004**
【事業所、厚生年金加入者向け】**0570-007-123**
050で始まる電話などナビダイヤルをご利用いただけない電話でおかけになる場合は
（東京）03-6630-2525（一般電話）
（東京）03-6837-2913（一般電話）
［受付時間］月曜日～金曜日/午前8時30分～午後7時　第2土曜日/午前9時30分～午後4時
※週の初日は混雑が予想されます。※第2土曜日以外の土曜日・日曜日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

日本年金機構からのお知らせ

Q 支援制度はありますか？

保険料調整制度
従業員向け
従業員の保険料を軽減

適用拡大の対象となる企業等で働く短時間労働者の保険料負担を**最長３年間軽減**します。（令和８年10月から実施）

詳しくはこちら »»
https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/jigyonushi/shienseido/index.html

専門家活用支援事業
事業主向け
社労士の無料派遣

従業員への適用拡大や社会保険制度の説明などに、**ノウハウ豊かな社会保険労務士等を無料で**派遣します。

お申し込みはお近くの年金事務所へ
https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html

キャリアアップ助成金（短時間労働者労働時間延長支援コース）
事業主向け
処遇改善の取組を支援

パート・アルバイトの方を新たに社会保険に加入させ、週の所定労働時間の延長や賃金上昇の取り組みを行った事業主に助成します。

詳しくはこちら »»
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

Q 社内の準備は何から始めたらいいですか？

社内準備は３つのステップで進めて行きましょう。
具体的な進め方は、「こんなとき！どうする？手引き」をご利用ください。

STEP 1 社内周知に向けた準備
加入対象者を把握し、制度概要や支援などを確認しましょう。
場合により現場責任者に理解いただくことも重要です。

STEP 2 社内周知・従業員説明
説明会や個別面談などを通じて従業員へ周知しましょう。周知においては、加入対象者となることや加入メリットなどを伝えることが効果的です。

STEP 3 届出の準備・提出
「被保険者資格取得届」を提出しましょう。便利なオンライン申請をご利用ください。

Q 従業員にはどんな変化がありますか？

対象となる従業員は、保険料の ご負担 が変わりますが、保障が充実 します。

社会保険料負担について
従業員の手取り額の変化の目安を示すために手取りかんたんシミュレーターをご活用いただけます。

手取りかんたんシミュレーター
https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/jugyouin/henka/#simulator2

年金
長生き・障害・遺族への保障がさらに充実！

- １階（基礎年金部分）に加えて２階（報酬比例部分）の上乗せ
- 障害年金が１～３級まで対象になります（基礎年金は１・２級まで）

医療
仕事を休んだときの保障が充実！

- 傷病手当金→病休期間中、給与の２/３相当を支給
- 出産手当金→産休期間中、給与の２/３相当を支給

年金相談に関する一般的なお問い合わせ「ねんきんダイヤル」
（ナビダイヤル）
0570-05-1165
050で始まる電話などナビダイヤルをご利用いただけない電話でおかけになる場合は
（東京）03-6700-1165（一般電話）
［受付時間］月曜日/午前８時30分～午後７時　火曜日～金曜日/午前８時30分～午後5時15分
第２土曜日/午前９時30分～午後４時
※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に午後７時まで受け付けます。
※第２土曜日以外の土曜日・日曜日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

年金の加入に関する一般的なお問い合わせ「ねんきん加入者ダイヤル」
（ナビダイヤル）
【国民年金加入者向け】**0570-003-004**
【事業所、厚生年金加入者向け】**0570-007-123**
050で始まる電話などナビダイヤルをご利用いただけない電話でおかけになる場合は
（東京）03-6630-2525（一般電話）
（東京）03-6837-2913（一般電話）
［受付時間］月曜日～金曜日/午前８時30分～午後７時　第２土曜日/午前９時30分～午後４時
※週の初日は混雑が予想されます。※第２土曜日以外の土曜日・日曜日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

京都府社会保険協会からのお知らせ

一般財団法人 京都府社会保険協会からの図書ご案内

＜社会保険関係図書＞●期間：令和８年10月30日まで

※10月30日を過ぎての申込みは定価販売となりますのでご注意ください。



ダイアリー 2027 ※今回は緑色

B5判160頁　定価1,430円（税込）　**特別価格1,287円（税込）**

使いやすさと品質の高さから、毎年ご好評をいただいているダイアリーです。



年金ライフプランのすすめ

A4判80頁　定価880円（税込）　**特別価格792円（税込）**

年金ライフプランについてわかりやすく解説し、簡潔にまとめたガイドブック。セミナーの教材から退職時等の記念品として幅広くご活用いただけます。



社会保険便覧Q＆A

新書版144頁　定価660円（税込）　**特別価格594円（税込）**

社会保険制度の基本的しくみをわかりやすく解説、項目ごとにQ＆A形式で読みやすく簡潔な構成で、調べたい事項の収載ページが即座に探し出せます。



ハラスメント防止マニュアルシート

A4判観音折り８頁
定価550円（税込）
特別価格495円（税込）

（監修）ドリームサポート社会保険労務士法人

労働施策総合推進法や男女雇用機会均等法が改正され、令和８年10月からカスタマーハラスメントの防止や求職者に対するセクシュアルハラスメントの防止に向け、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主に義務付けられます。コンパクトに要点をまとめており、ハラスメント対策についてもポイントを整理しているので、快適な職場づくりに向けて大変有用なシートです。

※下記必要事項をご記入のうえ、**10月30日までに京都府社会保険協会までFAXまたは協会ホームページの「お問合せ」からメールで必要事項を入力して**お申込みください。
※図書に請求書を同封して送付いたしますので、代金のお支払いは振込でお願いいたします。

京都府社会保険協会 行　　FAX. 075-251-1194

図書の内容・送料等
お問合せ先
㈱社会保険研究所
TEL 06-6765-7836

個人情報の取扱いに同意し
下記のとおり注文します。

特別価格購入申込書

申　込　日	令和　８　年　　月　　日	会員番号	
事業所名称		ご担当者名	
事業所所在地	〒　　－		
電　話　番　号			

コード	図　書　名	特別価格	部　数
520335	ダイアリー 2027（B5判）	1,287 円	部
840333	年金ライフプランのすすめ	792 円	部
240220	社会保険便覧Q＆A	594 円	部
460353	ハラスメント防止マニュアルシート	495 円	部

●個人情報の取扱い

お客様よりご提供頂いた個人情報につきましては、弊社にて厳重に管理を行い、お申し込みいただいた図書の発送に利用いたします。なお、注文部数等によっては、発送を委託する場合があります。開示、訂正等のご希望がありましたら、下記までお問い合わせください。弊社はお客様の任意性に基づき個人情報を収集いたしますが、個人情報をいただけないとお取り引きができない場合がございますので、ご了承ください。また、新刊図書等のご案内目的で、お客様の情報を使用させていただく事があります。今後、案内等をご希望にならない場合は、下記の□欄にチェックをお入れください。

□ 今後図書案内の送付を、希望しません。

お客様窓口（開示等苦情の申出先）　☎06-6765-7836　株式会社 社会保険研究所　個人情報保護管理者　総務部／編集部部長

※その他の図書につきましては、㈱社会保険研究所のホームページ「社会保険・年金関連図書のご案内」にてご覧いただけます。
京都府社会保険協会の会員様は、期間内で当協会にご注文をいただくと定価の10%引きでご購入いただけます。ただし送料は別途いただきます。

shahoken. osaka. jp　検索

京都府社会保険協会からのお知らせ

東京ディズニーリゾート「サンクス・フェスティバル・パスポート」（期間限定）のご案内



東京ディズニーリゾート®・コーポレートプログラムに入会いただいている企業・団体に所属の皆さま限定の、お得なパークチケットのご紹介です。

期間中、通常の1デーパスポート※料金より　※東京ディズニーランド®または東京ディズニーシー®どちらかのパークを開園時間から楽しめるパークチケットです。

大人（18才以上）	中人（中学・高校生 12～17才）	小人（幼児・小学生 4～11才）
500円お得	400円お得	300円お得

お手元のコーポレートプログラム利用券と併用するとさらにお得！

対象期間　2027年1/4（月）▶3/12（金）

- 販売期間：2026年11月4日（水）14:00～2027年3月12日（金）　※パークチケットは、2カ月先の同日分まで順次販売されます。
- 対象日：上記対象期間中、土日祝日含め全日



アニバーサリーイベント

東京ディズニーシー25周年 "スパークリング・ジュビリー"

2026年4月15日（水）～2027年3月31日（水）

2026年9月4日に開園25周年を迎える東京ディズニーシーでは、きらめきを増したパークの物語がこれからも続くことを願い、25周年を記念した華やかなアニバーサリーイベントを開催しています。

ディズニーホテル（※）宿泊割引も、併せてご利用ください！　10%割引！

（※）一部ホテルのみが対象となります。

詳細のご確認、ご購入は**利用者用ウェブサイト**から！▶▶▶▶▶

コーポレートプログラム 利用者用ウェブサイト　検索

※ 購入に必要な団体番号・プランパスワードについては、京都府社会保険協会ホームページの会員専用ページ（ユーザー名・パスワード必要）でご確認いただくか、当協会までお電話（075-251-1190）でご照会ください。

※購入には、団体番号とプランパスワードが必要です。

ご購入にあたって

- 購入後のキャンセル、払い戻しはできません。
- 購入に必要な情報および購入したパークチケットを購入対象者以外の第三者に対し、有償・無償問わず譲渡（インターネットオークションへの出品含む）はできません。
- 本内容は、予告なく変更または終了する場合があります。

※本内容は、予告なく変更または終了する場合があります。※写真・イラストはイメージです。　©Disney

一般財団法人 京都府社会保険協会
〒604-8216　京都市中京区西洞院通六角下る池須町408-1　北川ビル3階
TEL：075-251-1190　FAX：075-251-1194

協会けんぽ京都支部からのお知らせ

令和８年度被扶養者資格再確認ご協力のお願い

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、被扶養者資格の再確認を毎年度実施しています。書類が届いた事業所におかれましては、**被扶養者状況の変更の有無に関わらずご提出が必要となります**ので、ご理解とご協力をお願いいたします。

◆ 今年度確認の対象となる方

以下のいずれかに該当する被扶養者

①健康保険の資格が重複している可能性が高い方

②同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方

③令和７年中の課税収入額が130万円（60歳以上は180万円、19歳以上23歳未満かつ配偶者ではない場合は年間収入が150万円）を超過している方（18歳未満の方や令和８年４月１日以降に認定された方を除く）

※上記に該当する被扶養者がいない場合は、被扶養者状況リストをお送りいたしません。

◆ 被扶養者状況リスト提出までの流れ



① 被扶養者状況リストが届く → ② 対象の被扶養者の状況を確認 → ③ 被扶養者状況リスト等を提出



送付時期

令和８年10月下旬～11月中旬

※事業主様あてに順次送付

送付書類

・被扶養者状況リスト
・説明用リーフレット
・被扶養者調書兼異動届（削除用）
・返信用封筒　他



提出期限

令和８年12月11日（金）

提出いただく書類

【必須】

被扶養者状況リスト

【扶養解除となる方がいる場合】

・原則、直接日本年金機構へ電子申請
※電子申請での手続きが困難な場合は、同封の「被扶養者調書兼異動届（削除用）」を添付
・扶養解除となる方の資格確認書等をお持ちの場合は添付して返却

【一時的な収入変動があった場合】

・人手不足による労働時間延長等に伴う、「一時的な収入変動」に係る事業主証明の提出が必要

●令和７年度の被扶養者資格再確認の実績（全国）

○ 被扶養者から解除となった人数　・・・ **約18.9万人**

○ 前期高齢者給付金の負担軽減額　・・・ **約６億円（推計）**

詳しくはこちら▶

令和８年８月から高額療養費制度が見直されます

高額療養費制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

公的医療保険制度の持続可能性の確保

高額療養費の上限額が変わります

月単位の自己負担について、将来にわたり制度を維持するため、医療費の伸びや所得に応じてご負担いただきます。
ご理解をお願いいたします。

長期にわたり治療が必要な方のセーフティネット機能の強化

新たに年間の上限額が新設されました

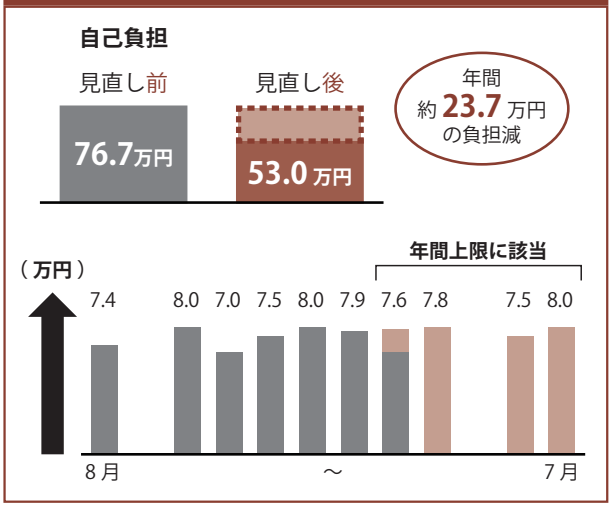
月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間の上限額に達した後は、それ以上の医療費については、**協会けんぽから還付を受けることができます。**

※年間とは８月から翌年の７月までをさします

年間上限額の新設により、以下の方は医療費負担が軽くなる場合があります。

- これまで**「多数回該当」に該当しなかった方**
- 見直しにより**「多数回該当」の対象から外れる方**
- 現在、**毎月高額療養費を利用している方**
- 極めて**高額な医療を受けた方**

例：これまで多数回該当に該当しなかった方（区分ウの場合）



■ ほかにも負担を軽減する仕組みがあります

● 多数回該当

直近12か月以内に３回以上、上限額に達した場合、４回目から上限額が下がります。

● 外来特例（70歳以上で現役並み所得者以外の方）

外来診療だけの月の上限額があります。さらに、年間の上限額が設定され、月ごとの自己負担額が積み上がっても、上限額に達した後は、還付を受けることができます。

お問合せ

協会けんぽ

全国健康保険協会 京都支部

075-256-8630

※対応時間：８時30分～17時15分（土日・祝日・年末年始は休業）

なお、今回の見直しの趣旨等に関するご質問等は、

厚生労働省　コールセンター

0120-617-111 においても承っております。

※対応時間：月曜日～土曜日　９時～18時（日曜日・祝日・年末年始は休業）

※運用時間：令和８年７月～令和９年３月

協会けんぽ京都支部からのお知らせ

高額療養費制度の上限額
（令和８年８月から令和９年７月まで）

高額療養費制度の見直しは令和８年度と令和９年度の２段階にわけて実施します。下の表は令和８年８月から令和９年７月までの内容です。

■ 70歳未満の方　〈　〉内は多数回該当※1の場合

被保険者の所得区分			自己負担限度額	年間上限額
ア	標準報酬月額	83万円以上	270,300円＋（総医療費－901,000円）×１％〈140,100円〉	168万円
イ	標準報酬月額	53万～79万円	179,100円＋（総医療費－597,000円）×１％　〈93,000円〉	111万円
ウ	標準報酬月額	28万～50万円	85,800円＋（総医療費－286,000円）×１％　〈44,400円〉	53万円
エ	標準報酬月額	26万円以下	61,500円〈44,400円〉	53万円※3
オ		低所得者※2	36,900円〈24,600円〉	29万円

※１　療養を受けた月以前の１年間に、３ヵ月以上の高額療養費の支給を受けた（限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む）場合には、４ヵ月目から「多数回該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。
※２　被保険者が市町村民税の非課税者で、かつ、区分ア、イに該当しない方
※３　標準報酬月額が15万円以下であることが確認できた方は、年間上限41万円を適用し、令和９年８月以降に償還払いします。

■ 70歳以上75歳未満の方　〈　〉内は多数回該当の場合

被保険者の所得区分			自己負担限度額			
			個人ごと（通院）		世帯ごと（入院を含む）	
			月額上限額	年間上限額	月額上限額	年間上限額
現役並み所得者	標準報酬月額	83万円以上	―	―	270,300円＋（総医療費－901,000円）×１％〈140,100円〉	168万円
現役並み所得者	標準報酬月額	53万～79万円	―	―	179,100円＋（総医療費－597,000円）×１％〈93,000円〉	111万円
現役並み所得者	標準報酬月額	28万～50万円	―	―	85,800円＋（総医療費－286,000円）×１％〈44,400円〉	53万円
一般（標準報酬月額26万円以下）			22,000円	216,000円	61,500円〈44,400円〉	53万円※6
低所得者Ⅱ※4			11,000円	96,000円	25,700円〈24,600円〉	29万円
低所得者Ⅰ※5			8,000円	―	15,700円	18万円

※４　被保険者が市町村民税の非課税者で、かつ、現役並み所得者に該当しない方
※５　被保険者とその扶養家族すべての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がなく、かつ、現役並み所得者に該当しない方
※６　標準報酬月額が15万円以下であることが確認できた方は、年間上限41万円を適用し、令和９年８月以降に償還払いします。

高額療養費制度の見直しに係る Q＆A

Q．８月から医療機関の窓口で支払う医療費が増えるのですか？

A．窓口で支払う医療費は、その月にどのくらい医療を受けるか、そしてその月の医療費が上限額に達するかどうかによります。

Q．自身の所得区分はどのように確認できますか？

A．どの所得区分に該当するかは、マイナポータル、限度額適用認定証等でご確認いただけます。

Q．高額療養費の支給を受けるには、どうしたらいいですか？

A．原則、マイナ保険証をお持ちの方は、医療機関を受診する際、手続きなしで高額療養費の適用を受けられます。
マイナ保険証をお持ちでない方は、限度額適用認定証等をご用意いただくか、ご加入の支部に申請を行う必要があります。
なお、年間上限額を超えた部分については、一旦医療機関の窓口でご負担いただき、ご加入の支部へ申請後に還付を受けることができます。

発　行／(一財)京都府社会保険協会
京都市中京区西洞院通六角下る池須町408-1
北川ビル3階　TEL.075-251-1190